

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 / 日

群馬県知事 殿



提出者 〒373-0025  
 住 所 群馬県太田市熊野町38-81  
 医療法人社団松嶺会  
 氏 名 理事長 三木 良久

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0276-22-1281

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団松嶺会 富士ヶ丘病院
事業場の所在地	群馬県太田市熊野町38-81
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

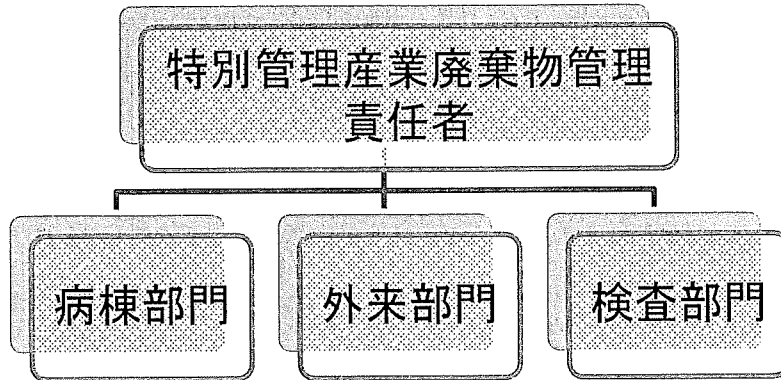
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：医療、福祉      中分類：医療業
②事業の規模	病床数187床
③従業員数	200名（内 正社員160名、パート40名）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物の発生 ↓ 保管庫にて保管 ↓ 委託 収集運搬業者が定期的に回収 ↓ 委託 中間処理業者にて焼却処理 ↓ 委託 最終処分業者にて管理型埋立処分

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	排出量	91.88 t	- t
	(これまでに実施した取組) 分別への取り組みを周知徹底。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	排出量	49 t	- t
	(今後実施する予定の取組) 現状とおりに		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物 バイオハートマーク黄色 鋭利物 プラスチック容器 バイオハートマーク橙色 固形状物 段ボール容器
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状とおりに

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	全処理委託量	91.88 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	88.472 t	- t
	(これまでに実施した取組) 全量を外部に委託している。 ISO14001 認証取得業者に委託している。 電子マニフェストの運用。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	全処理委託量	49 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	49 t	- t
<p>(今後実施する予定の取組)          自ら処理ができないため、全量を外部に委託する。          現状とおり、委託業者との連携を図り、適正な処理を行う。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		91.88 t
	<p>(今後実施する予定の取組等)          今後も電子マニフェストにより適正に管理する。</p>		
※事務処理欄			